

議案第47号

天理市企業立地支援条例の一部改正について

天理市企業立地支援条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市企業立地支援条例の一部を改正する条例

天理市企業立地支援条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（ホテル等事業者等を事業者とみなす場合の範囲等）

第14条 ホテル等事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設及びその附属施設において旅館・ホテル営業を営む企業をいう。以下同じ。）及び当該ホテル等事業者の事業に関し関連する企業として規則で定める企業については、当該企業を事業者とみなして、この条例の規定を適用することができる。

2 この条例をホテル等事業者及び前項の規定により事業者とみなされた企業（以下「ホテル等事業者等」という。）について適用する場合の投下固定資産については、第2条第7号中「同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産並びに賃貸用に所有する土地及び家屋を除く」とあるのは、「同法第348条の規定により固定資産税を課することができない固定資産を除く」とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（事業所設置奨励金の特例）

2 平成30年10月1日から平成36年3月31日までの間、指定事業者のうちホテル等事業者等に対する事業所設置奨励金については、市内におけるホテル等事業者等の事業所の操業開始後初めて当該事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して6年間交付する。この場合において、当該事業所設置奨励金の額は、投下固定資産に対して各交付年度の前年度に賦課さ

れた固定資産税額に相当する額に、100分の100を乗じて得た額とし、算出した事業所設置奨励金の額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市企業立地支援条例の規定は、この条例の施行の日以後に企業立地奨励事業者として指定する事業所に対する奨励措置について適用し、同日前に企業立地奨励事業者として指定された事業所に対する奨励措置については、なお従前の例による。